

行動規準と逸脱行動

井垣二章

社会病理現象は、それが「人間行動」の次元に移されるとき、すべて逸脱行動なる名のもとに把握されるであろう。この意味で逸脱行動は社会病理学に於ける重要な基礎概念の一つと考えられる。この小論は、人間行動を正常と異常もしくは一致と逸脱との二つの類型に両分せしめる測定基準として行動基準なる概念をとりあげ、それに基いて逸脱行動の特質とそれに関連する諸問題の考察を試みたものである。その緯極の問題としては、もし社会が逸脱行動への圧力というものを有していることすれば、何改良ある一部の個人が逸脱し他はしないのであるか、更に現代社会が以前にも遙かに増して逸脱行動を発現をしあるとすれば、現代の社会的文化的構造に付帯する逸脱行動へのかような圧力の源泉は何であるかという問題である。

I

非行・犯罪・同殺・精神病等に關する最近の諸研究は、それら人間行動に於ける病理性、逸脱的諸現象が常に社会構造乃至文化構造との深い関連性のうちに抱えられねばならないことを明かにしてゐる。故に、逸脱行動や不適応現象の究明に際しては、社会構造乃至文化構造そのものの特性が、特に人間行動一般との関連のうちに先づ明かにされることが必要である。

行動規準と逸脱行動

行動規準と逸脱行動

人間に混乱や相互の衝突を最少限にとどめる共同生活を可能ならしめるものは共通な文化の分有である。⁽¹⁾この意味は社会的接触交渉を可能ならしめる諸個人の行動の相互的予見可能性又は期待 (mutual predictability or expectation) が共通な文化の分有に基づいてゐるところである。つまり文化は基本的なものに歸すれば禁止と命令 (proscription and prescription) やあるとせられる。即ち「文化は吾々が何を欲し、何を欲しならかを吾々に告げる」と共に「われらが望まれたる目標=対象 (end-objects) の獲得にあたつて、吾々が之のように盡力しなければならぬか、同時に如何なる方法にあつて進めてはならぬかを指示する」ものである。⁽²⁾ R. K. Merton は、社会の全成員に正当な目標として提出される「文化的に規定された目的、目標及び関心 (culturally-defined goals, purposes and interests)」とその達成のために「許容される手続の規則 (regulation of allowable procedures)」⁽³⁾とを文化構造に於ける重要要素と考え、両者が結び合つて普及的慣行 (prevailing practices) を形成す。⁽⁴⁾ これが擇擗した。かくて文化は、かかる側面よりすとも、目的及び手段に関する一連の規範の体系として現わされるねむである。

文化的の規範的側面を抽出するととき、「より適切な概念として社会規範 (social norm) なる概念が得られるである。K. Davis は人間社会が常に「存すべきといふのを体现してゐる規範的体制 (normative system)」⁽⁵⁾ と「存すべきいふのものを体现してゐる事実的秩序 (a factual order)」⁽⁶⁾ 「二重の現実 (a double reality)」⁽⁷⁾ 構成され、社会の現実的な秩序は規範的秩序を俟つてのみ可能であり、故に「個人の社会への依存は究極的に、規範的秩序への依存である」ことを明かにした。社会がその存続維持を意図する限り個人の衝動や行動は所与の方向に規律され、統制されるのでなければならぬ。かくて社会規範は社会の基本的必要に不可欠なものとして凡ゆる社会に存してあり、更に個人にとつては、かかる規範への関与は人間的存在の、あるは社会的個人の必須要件を示すものである。「彼の行動がその仲間の行動と調整・統合せしめられ、そして社会が一貫した構造を獲得し、集団生活活動を可能ならしめるのはそれ自身 (norms) を通じてである。」社会規範のうちホークウェイ、モーレス、法及び制度等が主要なものとして

あけられるが、そのいづれにあって把えられるにせよ、あるいは大きく文化として把握されるにせよ、要するに、規範は、人間の種々なる衝動や行動に意味と目的を与え明確な様式に組織化するものであつて、社会成員に共通な行動様式、態度、感情を分有せしめるものと言える。従つて、それは行動の指針であり規準である。そしてこれをもぐつて人間行動における正常類型と異常類型が分たれるのである。(6)

ここに行動規準というとき、W. I. Thomas によって発展された情況規定 (definition of situation) の概念が想起されねばならない。この情況規定の行動規準に対する意味は、一つには、個人が従うべき行動様式の規定（行動規準）があらゆる場合に等しく適用されるのでなく、社会生活に於ける種々なる情況に異つて適用される事実に基くものと考えられる。かくて行動規準は起り得る社会的 situation の種々相に照應して無数に細分されるであろう。しかし、それは別として、その概念に与えられた本来の意義は、何よりも先づ、個人の現実の行動を規定するものは与えられた客観的事実ではなくして、個人がそれを如何に解するかという主観的過程であるといふ認識に基いてゐる。即ち情況はそれが如何

な行動が従えられることになるのである。しかば、個人は自らの願望に従つて自由に情況を規定することが出来ないであらうか。しかし個人が常に他との關係に於てこの社會に存する限りかのような自由は殆ど存在の余地は無いであらう。何となれば、起り得る社會的情況の殆どが社會によつて規定されており、又それに応ずべき行動様式がすでに割当てられてゐるからである。かくて情況規定は社會又は集團による個人に期待される行動や個人が種々なる情況に於て演じなければならない役割の規定を意味し、その規定の主体は個人ではなく社會に存してゐると云わなければならぬ。そして情況が共通な規定を与えられているこの状態は Bloch が社會的正正常性 (social normalcy) と呼ぶところのものであつて、今一つの側面をいえばそれは社會秩序を構成するものなのである。要するに情況には客観的側面と主体的側面が存すると云ふが、後者は單なる個人を意味するのでなく、相互作用にある諸個人の共通な態度、即ち社会成員と

行動規準と逸脱行動

しての個人或いは組織に社会を意味することに留意すべきである。Bloch が社会的正常性の構成要素として情況規定と共にそれに相関連する特質として何が正常であるかについての「集団の賛同又は世論 (consensus or shared opinion)」⁽⁹⁾ をあけたのはこの意味に於てであつた。

要するに行動規準にせよ、情況規定にせよ所与の情況に於ける所与の行動様式の社会的規定を意味するが、それは、行動規準や情況規定が社会成員に共通な基本的感情を表わすものである」とを示すと共に、同時にかかるものによつて表えられない行動規準は社会的見地から殆ど意味を有しない」とを暗示するものである。かくて、Davis によれば、法は皮相的なものに過ぎない、「それは基本的情感 (fundamental sentiments) を規定しならざむしるそれらの產物である。⁽¹⁰⁾ 同じく彼によれば、「モーレスは規範的体制の最もかたゝcore を現す」ものとせられるが、それは社会成員がモーレスに非常に好都合な感情を分有してゐる故に同一のモーレスを分有している人々のあいだに無反省的な連帶の意識が存する」とある⁽¹¹⁾。しかし、會ひに Durkheim が、犯罪が「特別な一つのエネルギーと一つの明瞭さを有つた或る種の集合感情 (sentiments collectifs) を帶びる一つの行為に於て成立する」と宣言した根拠があつたのである。

かように情況規定又は何が正常であるかと云う正常性規定が集団の *consensus* に結び合はねばならぬとする事実は、それが社会や文化を異にする、ことによつて異なるものであり、又、同一社會、同一文化内に於ても、時代や世代を異にしたり、又その内部の無数の *sub-cultures* に於いても、正常性は異つて規定される」とを示すものである。故に本論の中心課題たる逸脱行動の問題究明は、行動を正常と異常との二類型に分つ基準としての行動規準又は情況規定が特定の社会又は文化の特殊な構造に於て語られるのでなければ多く論を進め得ないのである。しかし以上、極めて抽象的な一般的社会概念に於て論じ得る今一つの重要な側面がある。それは社会の存続維持を前提として、正常性規定を時間的継列に於て把握することであつて、先づ結論的に云つて、ある時期に於ける正常性は常にその時期以前の、即ち過去の正常性

たよりて大々的に規定される傾向があるといひ」とである。それが Bloch の用いた「Latencies」の概念は、連鎖的理解されるのである。即ち共通な環境的条件に対応する人々の共通な適応手続の反復は行動を習慣化にみめびけると共に、心理的レベルに於て適切な、正常な状態を予想するある期待を発展させる。もとより新しい情況の出現は新しい行動様式を要求するであろうが、しかしたゞそれが現状に適わなくなつたとしても、一旦設立された行動様式及び正常性の概念は更に存続しようとする。⁽¹⁴⁾ Latencies は、かくて、常に現在の適応手続の不可缺な側面として機能しており、「正常性はこの普及的 Latencies によって決定される」と言ふるのである。それは、巨視的には社会の伝統や慣習の形態をとりて consensus に沈殿せしむられ、微視的には個々のベースナリティにおける態度や行動傾向として個々人の内部に存し、そこでは社会が著しく変動によりて特質づけられていない限り、かかるものゝ支配は社会を秩序づけ安定せしめるであらう。「社会秩序とはある共通な諸情況が反復され、又人々が先鞭をつけられた流儀 (anticipated fashion) でそれらに反応する——換言せば、それら (情況) に同一意味を課すものより統計的蓋然性 (statistical probability) に属するものである。⁽¹⁵⁾」

このように社会は所々の情況に於て如何なる行動が正常であり適切であるかを規定していく。しかしそれが現実の社会生活の次元に於て完全な反復をもつこと、あるいは全くそのまゝに顯示されるところ如何なる保証も存してはしない。云うまでもなく、かかる行動規定を俟つてのみ、更に正確には、かかる行動規定が存在しそれが個々の成員の態度に支配され行動に顯示されてのみ、社会は秩序を与えられ社会生活は可能とせしめられるることは事実である。しかるの社会的な行動規定そのものとそれを顯示する諸個人の行動とは、前者が究極的には後者を俟つてのみ意味を有するところ不可分な関連性を有しつゝ、同一物を指すのではなくそれゝ異つた次元に属するものとしなければならぬ。かくて以上の考察から次のことが明かにされるであろう。即ち社会的行動規準は、その社会の個人や集団がそれに一致 (conform)

行動規準と逸脱行動

して「かやれども逸脱（deviate）」するか、更にその程度をいかんかより點に於てのみ始めて現実の社会の問題となり得るものである。かくて行動として點が立たねば、個人の行動は行動規準又は情況規定を一つの基準として一致行動と逸脱行動と二つに類型に両分せられるわけであつて、「人は、彼がそゝぞそれを為すといふの社会的に規定された情況の種類に依存して、正當であるば不正當（legitimately or illegitimately）食ふ、睡ふ、歩き又その他の始むぬ事ないを為し得ぬ」といふべしのものである。

- (1) Ralph Linton, "The Study of Man" 1936. P. 271.
- (2) Herbert A. Bloch, "Disorganization, Personal and Social" 1952. P. 89.
- (3) Robert K. Merton, "Social Theory and Social Structure" 1949. P. 52.
- (4) Kingsley Davis, "Human Society" 1949. P. 52.
- (5) ibid., P. 79.
- (6) I. W. Bennett and M. M. Tumin は「normal-abnormal あるべく「次の規範だ、第一次的」、凡ては社会は、道理に合ひたる標準が社會の各個體的分析に於ける人間的立場から成る行動の基準（standards of behavior）を有する」事実に觸れる」（「Social Life, Structure and Function」1952. P. 363.） Kimball Young は、「經濟、社會及外的行動は於ける何ら normal である」は「經濟や行動の基準が社會的文化的轉換」は國際的である（"Personality and Problems of Adjustment" 1952. P. 608.）
- (7) c. f. Ernest W. Burgess and Harvey J. Locke "The Family, From Institution To Companionship" P. 272. Young, op. cit., P. 110. Merton, op. cit., 179.
- (8) Bloch, op. cit., P. 35. 及び同様、歐洲は「現代トベラカ社説」堅川た、「人々」の實態。
- (9) ibid.,
- (10) Davis, op. cit., P. 67.
- (11) ibid., P. 60.
- (12) Emile Durkheim, "Les Règles de Méthode Sociologique" 1985, 田辺編 P. 162.
- (13) Bloch, op. cit., P. 35.
- (14) Ibid.,
- (15) Bloch, op. cit., P. 587.
- (16) Benett & Tumin は「Conformity-Deviance あるべく」總の觀點は Normality-Abnormality が現行の文化価値に關する觀念

であるに対し、行動がどの程度まで所与の社会における正常な役割期待に一致しているかと
して範囲、即ち、所与の社会において規定せられた正常な又異常な行動を観する程度又は範囲の測定、記述をなす概念と考えた。
(op. cit., P. 365.)

(17) Davis, op. cit., P. 49.

II

「」へ逸脱行動とは、社会的な行動規定もしくは社会的に期待せられた役割実行 (role performance) と一致しない従つてそれから逸脱してゐる行動を云ふ。

吾々が非行、犯罪、自殺、精神異常として参考する所謂問題的病理的な行動の諸形態は明かに「」のカテゴリーに入る。しかし例えは電車の中で逆立ちすると「」た種類の行動も同じく逸脱行動に数えられる。即ち車内では情況は規定されたり、「」の場合乗客として期待せられた正常な行動から逸脱してゐるからである。⁽¹⁾かくて一概に逸脱行動と云うも、社会生活に於て生起する情況及びそれの規定の多様性に鑑みてその種類はまさに多様としなければならないであらう。かく多様な種類の逸脱行動を類別するにあたつて吾々が為し得、又為されねばならない最も重要な分類は、その逸脱が社会に於て問題的とされてゐるか、さして問題的とされていないか、あるいはその逸脱にどの程度の又は如何なる手続における裁可 (sanction) を社会が与えてゐるかに關するものである。「規準の違犯には常にその違犯の処置あるいは阻止のためのある基準化せられた手続がある」以上、それはさして困難もなく記述され得るであろう。例えば、犯罪行動は法典に於て犯罪と規定されてゐる点に於て他と異なる一つの特殊な逸脱行動を云うが、従うべき行動規準とその逸脱に課せられた制裁を具体的に表示してゐる法典によつて容易にそれを測定出来るのである。

T. Selin は逸脱に対する norm-setters としての集団のレヂスタンスの範囲を「resistance potential」と呼びそれが「違犯の重要性の規定 (the definition of the seriousness of the infraction)」⁽²⁾ と異るものとした。會つて馬泥

行動規準と逸脱行動

行動規準と逸脱行動

棒を死刑と規定してしまった社会は、人々が馬を唯一の交通手段とする遠く分散した聚落を形成して生活しており、従つて馬泥棒は人命を危くするものであつたといふ基本的情況に関連してのみ理解されるのである。⁽⁴⁾このように違法の重要性の規定は、一つには社会生活の基底を支える物理的・社会的環境条件に基くものと考えられよう。しかしながら、個人の「統計的正常性の基準（the standards of statistical normalcy）」への固執⁽⁵⁾がベースナリティに却つて有害な影響を与える場合が存し、従つて多数者の行動が必ずしも（精神衛生の見地から）願わしくベースナリティ規準（desirable personality norms）を設立しならうとするベースナリティにおける問題と同じく、それは社会の存続維持に関するかような有用性によってのみ必ずしも決定されるものではない。故にそれは、何よりも先づ第一次的に、侵害されたそれぞの規準に社会が付与していく重要性の始方に、consensus 又は集団成員の共通な感情や態度に基づいてみると、どうべきである。それが社会にとって有用であり健全であるか否かは又別の問題としなければならぬ。

次に起る問題は、一致とも云ふ逸脱と云ふことがある特定の規準に関してのみ云ふ得、従つて規準を異にするなどによつて同一の行動が一致とも云ふ逸脱とも云ふえないかどうかといふことである。もしそれが可能ならば、ある個人の犯罪行動は法によつて表示されている規準からは逸脱しているが、もし彼がかような犯罪的行動様式を正常なものとして採用している特殊な集団に所属するならば、かかる集団の規準に充分一致していると云えるわけであつて、それ故犯罪行動は逸脱行動でないと云うとも理論的には可能となる。この場合逸脱行動としては改心、密告、裏切り等が考えられるわけであるが、同時に他面かかる行動そのものは法を支持する社会には一致するものなのである。もし逸脱行動がかように各々特定の規準に関してのみ云われるものとすれば、明白な正常行動ですら特殊な集団の有する特殊な規準に関する點では逸脱としなければならないことが起り得るわけであつて、これでは逸脱行動の人間行動一般における特性を明かにし得ないのであろう。故に、人間行動を一致と逸脱、正常と異常に分つ行動規準は、前章で明かにせられたように、モーレスや制度などの名の下に把握されるコミュニティに於ける支配的多数者の共通な感情や態度に究極的な基礎を有

してくる種類のものでなければならないのである。

行動規準は、前述したように、全情況に等しく適用されるものでなく種々なる情況に応じて異つて適用されるのと同じく、社会の全成員に等しく適用されるものではない。それは人々が社会秩序に於て保持する様々な地位に関する多様なとしなければならぬ。R. Lintonによれば、凡ゆる社会は、性、年令、階級等を参照点とする社会的に規定された地位(*ascribed status*)を發展させるのであって、それは社会体制の大半を組み上げると共に個人の日常生活活動に於ける殆どを處理せしめるものであつた。⁽⁶⁾ 地位には規範的エレメントが含まれてゐる。即ち「地位はそれを占めるものに對して最少限度の義務行動を規定する」⁽⁷⁾ 所与の地位において個人が現実に如何に履行するか、即ち人が現実に彼の地位の要求を遂行する様式は役割(*role*)と呼ばれてゐる。人はその占める地位に結びついた最少限度の要求を遂行しようと謳ふのであらう、でなければその地位を失わねばならない。⁽⁸⁾ 成人には成人に規定された地位がありそれに伴う特定の役割行動がある。子供は成年期に達するに及んで子供らしさを取去ることを要求され、彼が少年地位に期待されるが如き振舞をなせば、この場合、社会的に規定された地位から逸脱しておりそれを常に続行すれば彼は与えられた正常な成人地位そのものを失わねばならないであらう。女性に適切なものは男性には必ずしも適切ではない。⁽⁹⁾ 階層や職業に関する地位についてもそれは同様である。例えは牧師はその教区を掌り自らの牧師としてその地位に附隨する種々なる役割行動を期待される、彼が日曜日に行う説教は牧師として期待される種類のものに限定されており、故に、もし彼が宗教や教区の事柄についての判断から全く離れて問題をとりあげたり、意見を述べたりするならば、そのような見解は受諾され得ないのみならずコミュニティに於ける彼の地位そのものが強く脅かされるに至るであらう。一方、ある種の職業的地位に在るもののが、その地位からたとえ逸脱を示すものでありながら、同様の行動を敢行するとしても何ら問題とされるに至らないのである。⁽¹⁰⁾ 即ちある種の職業的、階層的地位にはそれぞれの職業や階層の属性によつて規定される行動の限界や範囲が結びついており、同一の行動がいづれの地位に関しても共に逸脱を示すものでありながら、一に於

行動規準と逸脱行動

じては許容され、他に於ては許容されないものである。Bloch はいの「(ある)行動の行われなければならない範囲及び許された限界 (the range and permissive limitations)」⁽¹⁾ は「個人が、その行動に於て、自己の決つた地位の限られた限界から離れ得る経度 (latitude)」⁽²⁾ が、その地位に関連して発展された期待から生ずるものとした。ある種の人々に於ては当然な正常な行動と認められるが、ある種の人々に於ては異常な非難せらるべき行動と人をして思わしめるのはそれぞれの地位に於てわれわれが有しているそうした期待の相違に基くものである。

以上、地位に関する考察は、逸脱行動の究明が単に社会と個人の抽象的な関連的把握にあるのではなく、社会成員各々の個人差にも関連せしめながら考察されねばならぬ」とを暗示している。吾々が後に、それをバスナリティの形成発展過程のうちじめとうりむんとする理由は先づよりに存してゐる。

- (1) Bennett & Tumin, op. cit., P. 366.
- (2) Davis, op. cit., P. 59.
- (3) Young, op. cit., P. 608.
- (4) Bloch, op. cit., P. 70.
- (5) Bloch, op. cit., P. 530.
- (6) Linton, op. cit., P. 114.
- (7) Davis, op. cit., P. 89.
- (8) ibid., P. 90.
- (9) しかし同じ女性としての例えば、子供を生むこと即ち母親という地位は妊娠年令にあるすべての女性に許容されじるものでない。unmarried mother に対する社会の非難や酷評は、彼女が社会的に規定された婚姻關係にある女性のみに与えられたらる地位を先取するといふ點である。しかも、それが非公式であらうとも、性行為そのものは今日の性道徳はそう強く断罪しないものである。セントルのところ unmarried mother が選挙権をもつての社会的要因などである。(Bloch, op. cit., PP. 300-91)
- (10) Bloch, op. cit., PP. 323-24.
- (11) ibid.,

個人の生活は適応 (adjustment) また「自己の needs をなし、その外的及び内の環境に適合 (adapt) する努力」に於て成立する。しかば、逸脱行動はそれを顯示する個人に於て如何なる影響、効果を有するものであろうか、更に何故個人は多くの人々が一致するにかかるらず逸脱しなければならないのであるか。この問題は一致・逸脱の概念を適応・不適応 (maladjustment) と云う新しく一組の概念の下に考察し、両者の関連的把握に於て明かにされるであろう。適応・不適応の概念によつて吾々が考察せんとするところのものは、個人が「闘争を最少限度に止めつつ、自己の社会的諸關係を通じてスムーズに動くか、それとも困難やチキンショックを経験するか、自己自身と平和な状態にあり自己の社会的役割に満足しているか、あるいは不幸で欲求不満があるのか」等、要するに「所与の個人が社会環境に於て⁽²⁾ (3) ようにやつて行くか」と云う問題である。時には同義的に用いられる二組の概念の相違は以上に見られる如く、一致・逸脱が謂わば行動に於ける外面的側面を指すのに對して、適応・不適応が主としてその内面的、心理的側面を指すものと考えることが出来る。このことは、先づ逸脱行動がそれを表す個人の側に於て何ら不適応の問題を生じない事実に明かにされよう。Bloch は「常習犯罪者、乞食、移民 (habitual criminals, beggars, migrants) 等の如き諸個人はある樹立された行動規準から恐ろしく離脱しながら、しかも personality disorder の新しく兆候を示してゐない」場合の存することを指摘し、又 Merton は「逸脱行動のある形態は一致行動 (conformist behavior) と同様心理学的に正常である」とが見出され、かくて逸脱と異常性との等式 (the equation of deviation and abnormality) は問題⁽⁴⁾ とされるであらう」と指示する。多分、逸脱行動、例えば犯罪行動は、通常、それを顯示する個人の側に於て、人間關係に於ける種々なる支障や心理的緊張によつて表される何らかの意味での不適応を伴うことが考えられるであろう。しかしかかる場合は、逸脱者が一方において同時に法を支持する一般市民である」と、即ち自己の行動に全く反対的な規

行動規準と逸脱行動

準を有してゐることを前提としている。故にそれは犯罪的行動規準を正常なものとして合理化し採用してゐる個人に於ては問題は異つてくる。又それが往々集団を形成するとき、彼の行動に集団的支持が与えられるのみでなく又吾々が平和的社會に於て満してゐるような人としての彼の種々なる要求もかかる特殊な集団のうちで満されるのを知るのである。

Bloch が指摘するように、「犯人は倫理や忠誠を欠いてゐないし、本能的に反社会的 (anti-social) たるものなく、⁽⁶⁾

市民一般のために存してゐる social patterning は同じように犯人のためにも存してゐる」のであつて、彼は習俗的又平常的社會に於けるアンショーライションの代償となるものを地下社會に於て充分見出し得るのである。この事は少年非行が常に集団に關する問題であり、家庭に於て満されない児童の基本的欲求が非行集団に参加することによつて満されようとする傾向が少年非行化に主要な役割を演ずる事実に照しても明かである。反社會的行動傾向を有する個人は普通の社會においては当然種々なる不適応を蒙るであらうが、かかるものを正常なものとして採用してゐる集団に於ては、彼は彼に適う仲間を見出し、そこに自身のペースナリティに符合する地位や役割を獲得することによって、適応を樹立することが出来るのである。

このように、逸脱行動が必ずしも不適応を生じない事実は、反対に、一致行動が必ずしも適応を樹立しないことを暗示してゐる。自己の行動傾向に鋭く対立するが如き行動規準の採用や強制はその個人の側に於て不適応と呼ばれる烈しい肉体的精神的緊張を要しなければならないであろう。この場合、個人の行動規準への一致のための継続的な努力がその規準の充分な内面化 (internalization) — それは自身のペースナリティの何らかの変革を意味するであらう — を成就せしめたとき、適応は樹立されたのである。しかしこれに失敗した場合、個人は一致すべき規準と自己との間にひろがる間隙にたゆまざる精神的緊張や斗争を來さざるを得ないであらう。この場合個人は、遂には neurosis や psycho-sis 或いは自殺の如き自己の精神的肉体的破壊を蒙るか、それともかかる結果を回避するために一致すべき規準そのものから逸脱する以外に途はないのである。規準への一致が所与の役割行動において外観的に明示されるものである限り、

かかる行動の確実な施行は、その個人に如何なる不適応問題も含まれざるが如く思わしめるであろう。突如として彼は自殺する、そして吾々は驚くのである。このことは適応・不適応の問題は親密な集団のうちでさへ判別し難いような、それぞれ個人の内面的な問題であることを示す⁽⁷⁾と同時に、規準への一致そのものが却つて不適応を惹起することを明かにしていると云える。要するに、規準への一致であらうと逸脱であらうとそれぞれ適応及び不適応のそのいづれでもあり得る。しかしそれは、この二組の概念が何等無関連であることを示すものでない。むしろそれは以上においても示されているように本論に於て最も重要な概念としてとり上げられている行動規準と全く密接に関連していることに注意すべきである。次に今しばらく立入つてこの問題を検討してみよう。

さて、人間行動という見地からすれば行動は常に何らかの感情的状態を含んでおり、感情に於ける安定状態は人間の基本的欲求と考えられる。ここに反社会的行動がそれを採用する個人の側に於て不適応を生じない理由はかかる行動様式を支持する特殊な規準が存在しそれに個人がよく一致（充分な内面化）しているからである⁽⁸⁾が、更に正確にはそのことが個人の感情的安定状態を保証するが故にのみである。一致も逸脱もこの感情的安定に関して各々適応・不適応いぐれかを導くわけであるが、同一の行動規準はそれを採用する個人のペースナリティに於ける相違によつて、ある個人は適応を樹立し、ある個人は不適応を来すことも考えられる。もし社会秩序を支える基本的な行動規準が人間の感情的安定状態と全く無関連に存在しており規準への一致が多く個人の側に於て不適応を来すものとすれば、社会は如何にして存続し得、個人の生活は如何にして可能であろうか。社会のスマーズな運行が保証されるためには行動規準及び個人の感情的安定の双方が共に保証されるのではなければならぬ。しかし幸なことに、Bloch⁽⁹⁾が指摘するように、集団の有する情況規定は「ある情況に適切と認められる行動や態度の形態を特殊化するのみでなく行動に伴うはまでの感情の種類をも特殊化する」のであって、個人の行動の感情的表現はその個人が成員として存している集団の基準に照應して形作られる傾向にあり、喜び、怒り、恨み、憎しみ、平

行動規準と逸脱行動

静、冷淡、愛、怖れ等の表現は所与の文化の特殊な斜面 (slant) に応じて道づけられる仕組になつてゐる。(10)

即ち、社会は如何なる行動が従わるべきかを規定してゐるが、共にかかる行動に従事することが同時に個人に感情的安定を付与するように個人を形成してゐるのである。Burgess & Locke は「集団の承認 (group approval) を刻印され得る期待は相容れなく課せられたものとして集団成員に突き刺さるものでなく、それは社会的に願わしい個人的基準 (socially desirable personal standards) としてある」と云ふ。又 Davis は「社会に育つた個人にとっては各規範は必ずしも彼が従ひ又は回避しようとする如き外的規則 (external rule) ではなくそれは彼自身の一部であり得、それは全く客観的に考えられたり又は規則として理解されたり感ぜられたりするのではなく単に彼自身の一部として自動的に行動に表現され得る」とした。感情的安定への人間の基本的要求に根本的に抵触するが如き行動規準は存続し得ないはずであるし又、この故に社会はその秩序の基底をなす行動規準がかような要求を大体に於て満足せしめる故に存続し得ると云えるのである。従つて規準への一致は適応であり、不適応は規準からの逸脱を意味するものやあると断定しても、多くの場合、殆ど差つかえないと云ふわけである。

しかし「」のことは社会的期待が常に個人的欲求に一致すると云ふ謂ではない。両者は密接に関連せられながら、一方に於て、むしろ対立せしめられるような関係をも有してゐると云える。以上に述べられた行動や感情の文化的様式づけは、生物学的存在として生れあつた個人に対する訓練のことがらであり、故に何等かの抱束や制限を意味するものである。文化が根本的には禁止と命令に他ならぬとせられる所以である。「」の事実は文化と個人的欲求との間に本来何等かの齟齬が存しておらず前者が後者に抵触する場合のあることを明示するものであつて、それこそ、永い間社会学者達を悩まして来た「社会と個人の斗争」の深淵だつたのである。又、この故に永い間精神分析学者などが「社会統制によつて抑止され破壊された衝動」を個人の逸脱行動や不適応現象の殆ど唯一の原因と考えた事実は、今日に至つて全面的支持が与えられていないとしても、理由なき」とではなかつたのである。文化が必ずしも個人的欲求に抵触するもので

なども」レフ「文化が執拗とおる根本的要求と抵觸する場合、標準の個人は neurosis が起る」事実は今日も多く
の優れた精神分析学者等 (Rich, Fromm, Horney, Fenichel) の一致した見解である。これが想起すべきである。⁽¹⁴⁾

- (1) Young, op. cit., P. 679.
- (2) Bennett & Tumin, op. cit., P. 367.
- (3) ibid., P. 372.
- (4) Bloch, op. cit., P. 533.
- (5) Merton, op. cit., P. 126.
- (6) Bloch, op. cit., P. 274.
- (7) Bennett & Tumin, op. cit., P. 369.
- (8) やれ故、「…彼が採用しなら集団の規範によって犯人を取扱ふんだ、冷酷や更生に關する限り専門ではない。」彼が自らの犯
罪的行動様式は懲罰を含む真面目な努力だ、「ただ個人が punishing group の規範を内面化するのみ」可能なのである。
⁽¹⁵⁾ (Young, op. cit., P. 626.)
- (9) Bloch, op. cit., P. 529.
- (10) ibid.,
- (11) Burgess & Locke, op. cit., P. 277.
- (12) Davis, op. cit., P. 55.
- (13) Merton, op. cit., P. 125.
- (14) Abram Kardiner and Ralph Linton, "The Individual and His Society" 1939. P. 414.

IV

逸脱行動や不適応を個人に押進める圧力としてのが、もし所与の社会又は文化に存してしまつたければ、何故、あ
る個人が規準に一致し適応を樹立するにかかるはず、ある個人が逸脱し、又不適応を来るのであらうか。その回答は先
づ、かかる圧力が、社会全成員に等しく与えられることはなく、社会構造（特に階級的な）に於ける個人のそれぞれ
特殊な位置に關して異つた程度ではたらじゆるふうのいふに求められるであらう。後に示す Merton が注目したの

行動規準と逸脱行動

はかような点であつた。⁽¹⁾しかしこれのみでは充分ではない。即ち、同一の社会階級に属し同じような状態にある個人にせよ、一は逸脱し他はしないことが充分にあり得るのである。それは以下考察される個人差のしからしめるところであると考えることが出来よう。

社会は成員に於ける共通性と共に同時に異質性、個人性において特質づけられているとも言える。「諸個人は慣習や共通な行動様式に一致する範囲 (extent) を異にしており、更に、同一の共通な行動様式を分有している場合でも、同一の採用の強度や程度をもつてそれに反応するものではない」。⁽²⁾ いに逸脱行動が社会的に採用された行動規準から逸脱を意味するものとすれば、社会成員のこの個人的多様性又は個性化の事実はそれと如何なる関連に立つのであるうか。 Durkheim は「社会の道徳意識は一切の個人内に全部見出されるが……非常に普遍的であると同時に非常に完全な一致は根本的に不可能である」という認識に立ちつゝ、「諸個人が集合的類型 (la type collectif) から多少とも違背していよいよ社会は存在し得ず、故に、これらの違背のうちに犯罪的特徴を示すもののある」とも避けられない「⁽³⁾」とを指摘しているが、集合的類型からの違背とは究極的には「意識の多様化」即ち「個性化」に他ならないのである。しかし吾々は個性化が逸脱行動の深淵を準備するものと直に論結しないでおこう。おそれ、「⁽⁴⁾」では吾々の立場から、社会化 (socialization)・個性化 (individualization) の過程はペースナリティの形成発展過程に於て不可分に関連されており、個人の逸脱行動や不適応に関するすべての問題は究極的にかかる過程に関連されてのみ明かにせられるところのが更に適切であろう。 Bloch のまさに適切な言葉を借りて云ふば、「現代社会学の全分野において最も挑発的な議論の一つは複雑な社会的文化的諸過程及び諸様式が、如何にして一方において劃一行動 (uniform behavior) の制限を課しつゝ個々のペースナリティに独自な相違を齎すか」という問題であり、この問題を究明してこそ、正常な又異常な行動に関する吾々の洞察の源が見出される」と云うべきである。以下、Bloch の所論に基いて考察することにしよう。⁽⁵⁾

諸種人に共同生活を可能ならしめるものは共通な文化の分有、あるいは、かかるものによつて形成されたペースナリティに於ける共通性に基いてゐる。ペースナリティ形成発展過程から把えれば、児童は先づ特定の文化価値が既に樹立せられてゐる社会に生れ、かかる文化価値の習得を通じて一成員として社会への参与を明かにする。

しかし「人は諸情況に直面するのであつて文化それ自体の広汎な抽象（the broad abstraction of culture itself）に直面するのではない。」（P. 587）文化媒体に関して家族に付与せしめられた機能の重要な意義にも明かにせられるように、文化価値の習得は常に「human situation」（P. 588）を通じてなされる。故に「個人がその生涯形成と於て他人と有して来た the direct behavioral relations」（P. 88）は K. Young が「personal-social factors」（ibid.）として参照するものであつて、ペースナリティ形成過程に於ける最も重要な要因と考えられる。即ち、それは社会化と共に同時に個性化を含むからである。例えば、「児童の受理するといふとなる宗教的儀礼に関する概念は、両親が教会に対しても有する態度と児童の生活にのりの価値をつかわしめんとする運載者（直親）のとる方法に依存する」（P. 90）と云つた具合に、所与の文化価値の児童への刻印は、文化価値の運載者のペースナリティ特性との同じ運載者によりて懷柔された文化価値への態度とくらべて依存するであろう。かくて個人のかかわらしめられる数ある文化は諸々の運載者のペースナリティ特性と情況の性格によつて屈折せられ、何らかの意味で歪められた形で児童にやつてくる（ibid.）。しかし、このことは人間に共同生活を可能ならしめる共通な文化の所有とくらべて何ら妨げるものではない。一文化の個別化、多様化は現実社会の次元に於ては全く不可避な側面であり、それ故、全く正常なものだからである。故に文化習得過程にあづけられる個人の社会化は、同時に一方では、個人がそれぞれ何らかの意味で他と異つたものになる過程即ち個性化を含んでゐる。

この個性化という点から考察すれば、先づ第一に、個人はそれぞれ独自な遺伝的素質をもつて生れるところから始められるであ

行動規準と逸脱行動

もう。これは生きるための環境に対する不可欠な素材であるが、かかる生物学的条件における個人的差異は物理的及び社会的環境への反応の方法・手続をも個人毎に変化せしめる (PP. 91-4) そして又、彼が必ず養育されねばならないという事実は、両親等その養育者が以上の幼児の反応・適応方法・手続に最も決定的な影響を与えるを得ないことを暗示している。即ち児童をめぐる社会界における接觸は先づ両親でありその後少數の associates に限定されている。これらの人々は児童を処理し、食物を与え、喜ばす、特質的なテクニーカを発展させているが、それはかかる人々各々の個人的な態度や習慣様式を反映するものであつて、児童の反応行動に於ける質的差異（生物学的）と相俟つて、この養育方法としうものが各児童にそれぞれ独自な習慣テクニックあるいは、反応様式を固定し発展させる。かかる基本的な反応様式は、児童の発展し行くペースナリティの core として存続するに至るのである、即ちそれはその個人のペースナリティに対する「core of consistency」となるのである (PP. 98-9) がようく形成せられた反応様式に基いて児童は行動するのであるが、彼は間もなく他人が自分の行動を良いとか悪いとか見做すのを知る。児童が自分の行動の意味について真の概念をもつのは、彼に対する他人の行動や態度がどんなものであるかを暗示されるに至つてのみ始めて可能である。即ちに他の行動にリクトする特質的反応は他が自分を如何に考えており同時に自身をどう考へるかについてのある概念、即ち「genetic status」と呼ばれるところのものを児童に付与するに至る。そしてこれがその個人の社会的目標を選定するにあたつてその範囲を局限し、結局彼の達成 (attainments) の範囲をも同様にさへなるのである。 (PP. 105-6)

以上の事実は諸個人がそれぞれ独自な価値観念、態度、反応様式を有すること、換言すれば独自なペースナリティを有するところ」とのみにとどまらない。肝要なことは諸個人はかような独自性に規制されながら、その生活の過程に於て種々なる集団や数多くの異つた情況に立ち向わねばならないということである。個人のその本来的な行動傾向に鋭く対立するが如き規準を有する集団への参与、あるいはかかる行動傾向を現実の行動に於て表示せしめる余地の全く与えられていない新情況に個人が直面するとき、即ち、自己のペースナリティに既に沈没せしめられた自己の地位や役割の概念と全く相違する地位や役割の要請は、個人に不適応の状態を招来せしめるか、それとも、自己の感情的安定を

守るために従うべき規準からの逸脱を敢行せしめるであらう。そしてこの情況は又、所謂、自殺型 (suicidal personality type) にとつては明かに一つの危機を形成する。この型を特質づけるペースナリティ構造の不柔軟性 (rigidity) は極めて堅定すべき生活の意味や行為変更 (alternatives) の廉張に表され、彼自身の固定した目標に驟して満足を与え得ない情況に於ては、彼は最早、生活に一切の意味はなく、従つて社会的 situation から自身をとり除く以外に道はないのである。⁽⁶⁾

しかしこのことは児童期、特に初期児童期に固定された基本的な行動傾向が一切の行為変更を排してその生涯を全く決定すると断定するものではない。彼のペースナリティの core が過去の諸情況に於いて形成されたのと同じく、新しい情況は新しい経験をその内部に注入することによつて彼のペースナリティを変つたものにするであらう。これが正常なペースナリティの発展過程であり、それに伴うある程度の不適応や逸脱行動も共に正常なものである。人間は自身に全く反対的な生活目標や地位を設定し、それがたとえ、烈しい不適応状態を経験するとしても、厳しい訓練によつて、neurosis や psychosis によって現されるような継続的不適応に陥ることなく、自身に鋭くはむかつてゐる諸規準に成功的に一致する」とぞ「可能なのである。しかしながら、過去の行動様式が不用となり新たな行動様式が要求される新情況の出現は、いづれにしても、ペースナリティに於ける一つの「クライシス」を形成することは事実である。かくて「彼は現在のクライシスに、彼が過去の相互作用から発展させて来たペースナリティの種類によつて、うまく或いはまことに對処 (meet) する」であろう。要するに、個人は他と區別すべき相對的な一貫性を有しており、それは過去或ひは相似た過去の諸情況によつて樹立して来た連鎖に依存してあり、故に個人の逸脱行動や不適応の問題は個人の児童期からの蓄積的な経験過程をあとづける」とよつてのみ明確な回答が得られると云々べきである。⁽⁷⁾ 「吾々のすべては行動、感情、及びその他のユニークな布置 (configurations) をもつ。しかし吾々は又これらの布置の多くの部分を他と分有している。吾々は分有するが故に吾々は文化的に行動出来るのである、吾々は異つてゐる故に吾々は斗争し、又文

行動規律と逸脱行動

化を経ける変動を生むるのである。人は集団に於いては、もとより相互作用にある、唯には彼の相互作用は必ずやまたヨーロッパ的な型のものであり、時にはそれは斗争的形態のものである。」⁽¹⁰⁾

- (1) Merton, op. cit., Chap. 4.
- (2) Bloch, op. cit., P. 60.
- (3) Durkheim, op. cit., PP. 166-67.
- (4) Bloch, op. cit., P. 422.
- (5) Bloch, op. cit., Chap. Five.
- (6) Bloch, op. cit., PP. 574-77.
- (7) Bloch, op. cit., P. 534.
- (8) Davis, op. cit., P. 273.
- (9) Bloch, op. cit., P. 534. Davis, op. cit., P. 261. Kardiner, op. cit., P. 416.
- (10) Bennett & Tumin, op. cit., P. 287.



以上はヨーロッパに於けるもので、社会の現行秩序が行動規律との抗張の行動によって形成されるもの、一概に構成せられてゐるが、したゞかたと如何なる社会であらうとする立場の逸脱行動や不適応を全く経験しなづぶらな社会は存し得ず、故に社会は一致行動と同時に逸脱行動に於いても特質がないのであり、何れもが社会の本質的特性との連闊に於て存在してゐるといふのであつた。

しかし、それを顯示する程度や更にその形態や特質に関しては社会や文化を異にする事によつて大きな相違が認められる。例えば、教会とくら支配的制度が他の凡ゆる制度をかかる支配的機關から流れる価値に従属せしめていた中世社会や伝統的慣習が生活の殆どを分野に浸透してゐた原始・未開の社会等に於ては、今日程生活に於ける適合過程に因

難をもたなかつたし従つて逸脱行動や不適応を示す個人の数も限られていた。それは或る根本的、支配的な規準や価値に基いて生活の主要な殆どの分野が調和整合され、個人の生活目標や価値体系に首尾一貫性が与えられ、行動や感情がかかる一貫性に基いて方向づけられていたからである。⁽¹⁾しかし一方、この現代文明社会以上に、かくも多くの数量と種類の問題的行動を頻発せしめていた社会はないのである。結論的に云つて、それは無数の新情況の出現と社会秩序の本質的機能としてはたらいていた支配的規準の衰退に伴い数多くの異つた規準が出現すると共に、それが相互に相争う」とによつて、人間に會つてない新たな適合の問題を課したからである。

現代社会に於ける最も特質的な個人の適合問題の一つは、規準の多様性・異質性が個人をしてその中如何なる規準に一致すべきかといふ混迷に陥入れ、全く反対的な二つ又はそれ以上の規準に一個人が同時に一致を要求される情況を生ぜしめたことである。かかる情況においては、S. A. Stouffer の指摘する如く、個人は或る一組の役割期待に一致し他の組への不一致（逸脱）を采すか、或は適用される裁可が最少限度であると期待される妥協的立場（a compromise position）を求める、二つ又はそれ以上の組の役割期待に全面的ではないが部分的に一致しようとするか何れかを選ばねばならぬ。⁽²⁾に逸脱行動は不可避的であり、又後者が個人の側に於て精神的斗争や緊張の状態を生じなければならぬことは容易に推測される。そしてこれが、例えば、Bloch が、自殺は二つ又それ以上の従わなければならぬが相互に排他的である関心を履行しようとする個人のあいだに起り、これを精神的斗争によつて押進められる自殺の型として分類していよう⁽³⁾。又、Davis が、mental disorder の量や種類が社会環境を異にすることによつて異なる事実を、「社会がその成員に両立的でない諸役割を課す」と、又、首尾一貫的でない諸規準に従うことを強制する程度を異にする」事実によつて理解しようとしているように⁽⁴⁾、neurosis や psychosis 更に自殺の如き又その他の問題的行動に導く母体を構成するものと考えられるのである。

行動規準と逸脱行動
の斗争的な諸規準の出現は性や年令に關する地位の規定に於ける混乱にも表される。「女性は本来、家庭にあるべ

行動規準と逸脱行動

きである」という會つての支配的規準は「女性は男性と等しく種々なる職場へ進出する」とよつて社会における地位と独立を確保しなければならぬ」という有力な現実の規準と同時に存在し相争わねばならない。「親は子をコントロールすべきであり子は親に従うべきである」という規準は、個人の選択の自由や競争によつて特質づけられてゐる現代社会が、かかる成人地位への準備として許容してゐる青年地位に与えた自由の範囲と抵触しないではないであらう。しかも相異なる規準の斗争は、單にベースナリティ・テンションを個人に課するのみでなく、それは個人相互を斗争に引き入れるであらう。そして、この場合、最も重要なものは、家族集團に於けるその問題である。即ち、夫婦斗争（marital conflict）、親子斗争（parent-youth conflict）として、両性や世代間の斗争が、最も緻密な人間關係の故に最も鋭く焦點をそいに見出すからである。⁽⁶⁾ 又、この斗争は集團、階級、制度等のそれぞれの間に更に大きなスケールの下に展開せられ、よりは Bloch が凡ゆる社会問題の発生母体として参照する「social discord or disorder」の状態が招来せられるのである。⁽⁷⁾

現代社会を特質づけるかような斗争的諸規準の出現の理由は、社会的分化の發展に基く社会構造の複雑性と急速な変動速度が個人が會つて経験しなかつた無数の新情況をつくり出し、しかもそれが如何なる文化的規定も有していかつた故に、かかる情況にあてられる規定をも無数に多様ならしめた事實に求められるであらう。その一つの側面は近代社會を特質づける無数の集團の分立である。ここに、個人の各種集團への関与は高度に分化した近代社會に不可避的な現象とせられるが、彼の関与する集團の各々が彼の直面する諸情況にすべて共通な規定をえ与るとは限らないのである。即ち各集團はそれぞれ他と異つた行動規準を有し得ると云ふ。かくて個人は、如何なる集團にも、その家族にも、自身を決して充分に同一視（identify）出来なく「marginal area of group association」におちりむ。しかも、所与の情況に於ける個人の反応が先に指摘されたように「human situation」に依存する事實は、その情況がたとえ一つの明確な規定を与えられてゐるとしても、それへの反応を非常に多様な捕捉し難いものとなふしうるであらう。そして

「」の反応に於けるウーリー・ムーンは、Bloch によれば、「a penumbra or marginal area of response」を設立し、問題的或いは反社会的行動を惹起せしめる基体即ち個人的社會的ディスクオーダーの基礎を構成するものである。

マッソードのいひは文化と、うる觀点から分析すれば次の如くならう。即ち R. Linton が、ある社会の文化的 core を設立すれば Universals (盛眞に共通な觀念、慣習) 及び Specialties (或の社會的に承認された個人のかぎりの成眞によりて分有され得る文化の部分) との二つによつて成り立つことを指摘して、その急速な社會變動の故に近代社會の文化が相競う。Alternatives (個人的選擇の自由に委ねられ不統合な文化上より特質づけられるものか、次のよつて問題を提示して) する。「文化内に於けるかかる流動的解体的条件は、それを運載する社会と不可離の車輪を以て。社會的盛眞が一社會として機能するを得かしないのは、彼等の文化の core が形成するハシマムの社會成員の共通の圖書にある……。社會的盛眞やさうが運転する文化のハシマムが非常によくないか、即ち文化的 core の運命がすぐれて滅するとか、集團の協同 (cooperation) を望みか、集団 (aggregation) の狀態に複疊する」。

次に現代社會に於ける逸脱行動や不適應現象の問題究明に有効な今一つの分析方法は「achieved status」を焦点と置くものである。

「achieved status」は個人の特殊な資格や能力を要するものであつて、「asccribed status」に於ける如く等しく個人に割当てられてるのでなく、「競争や個人的努力を通じて占められるよう個人に開かれ」るものである。⁽¹²⁾ 近代社會は、の種の地位への多くの門戸を開いたと云える。すげては、地位をめぐつて他と競い争うことが出来、又、争わねばならない、それは現代社會の個人に対する要請である。しかし能力があり努力するものが必ず克つのではない。何れにしても到達し得るものは限られており、敗北者が多いのである。Merton が「文化的に規定された目的」とそ

行動規準と逸脱行動

行動規準と逸脱行動

達成の為に許容された「手続の規則」との相互関連的理解のうちに逸脱行動の源泉を見究めようとしたのはかかる競争的秩序に於ける個人の適合過程に於てであつた。即ち「ある目的におかれた文化的強調は制度化された手続ににおける強調の程度に独立して異つてゐる」⁽¹⁴⁾ もし、この社会構造に於ける二側面に有効な均衡が維持されるならば、これら二つの規範又は規準への一致によつて個人に満足が与えられ、従つて逸脱行動は統出しないであらう。しかしながら、現代社会を特質づけるものはまさしくこの均衡の破壊なのである。かくて彼によれば「常軌逸脱行動 (aberrant behavior)」は、社会学的には、文化的に規定された切望 (aspiration) といれらの切望を実現する為に社会的に構造つけられた *avenues* との間の解体の兆候と見做し得る」ものであつた。⁽¹⁵⁾ 「文化価値の体制が眞に何よりも先づ、すべての人々にある共通な成功目標 (success-goals) を讃美する一方、同一の人々の相当部分に対して、これの goals に達する承認された様式に近づく」とを社会構造が厳しく制限し或いは完全に閉ざしてゐる場合、逸脱行動は大量的に頻発せざるを得ないであらう。かくてある個人は制度的に禁止されてゐるが、少くとも成功の幻影を獲得するにしばしば有効な手段に訴えんとし (Innovation)、或るものはその手段が自己に有効でないとしても、その規範的エレメントの内面化の故に拠棄するあだわざ、却つて成功目標そのものの拠棄又はクリクスに導かれる (Ritualism)。文化的に規定された目的、手段双方を固執しながら、その手段が自己に何等生産的でない場合、個人はその双方を拠棄する事によつて、社会生活から撤退し、それに付帯する一切の斗争を終らせるであらう (Retreatism)。或くは個人は、価値と努力と報賞 (merit-effort-reward) との間に有効な均衡を樹立するため、この不均衡を招来せしめてゐる社会構造そのものの変革を敢えじ意図するに至るであらう (Rebellion)。⁽¹⁶⁾ 逸脱行動は、Mertonによれば、すべて以上の不均衡の故に、即ちかかる現代的情况へのある意味で当然な、正常な反応・適合の様式として現わるのである。⁽¹⁷⁾

最後に、この小論を結ぶにあたりて、論じなければならぬ一つの重要な問題が残つてゐる。それは社会や文化の発展が新たな規準の創造にあるところと、故にその条件は現存する諸規準への固執にあるのではなくむしろ逸脱にある

ところ」とある。しかしそれは単なる逸脱を意味しない。こうなればそれは、前述した Merton の *「Rebellion」* がまたじそれであるようだ。新たな規準の樹立のための逸脱である。これに關して、Bloch は「creative deviant」という概念の下に、ある個人又はある集団の行動様式がたとえ世の規準から全く逸脱し故に現行の社会秩序に厳しく反対するものであるうと、やがてはその追従者を見出し遂には社会的に採用せられた新たな規準となることを指摘しているし、又 Linton も他の諸成員の如何なるものにも分有されない、それ故に、文化と称されなく「Individual Peculiarities」が遂には文化の core に命ぜられる「凡ゆるもののは出発点」だると看過しなかつた。會つて 少数の偉人や英雄に限られていた「creative deviant」は現代社会に於て更に多くの人々に拡大されたと云えなくであろうか。

何となれば、現代の社会的文化的構造そのものはかかる個人的自發性又は創意のこよなき発生地盤を準備したと云えるからである。しかもそれは、吾々がすつと考察して來た自殺や犯罪等の問題的な逸脱行動や不適応現象と全く同じ発生地盤に達なるものなのである。「道徳意識の進化に必要な」とは、個人的創意が賞讃されることである。ところが、世紀に先行することを夢みる理想家の道徳意識が顕現されるためには、時代の水準下にある犯罪人の道徳意識が存在しなければならない。この二つの道徳意識は、いずれも他を俟たずには存在することができぬのである」という Durkheim の言葉は、まさに最も適切なものである。即ち一に於ける発生条件はそのまま他に於ける発生条件なのである。現代社会を特質づける数多くの問題的逸脱行動は、かくして、急速な文化変動や社会進歩の不可避的な代償と云えなくであらうか。人は曾つて唯一のものとしてすがつっていた過去の重い絆から解き放たれて自由になつた。個人は、自らの自發性に於て行動し得、又行動しなければならない。彼は選択すべき、あるいは獲得すべき多くを、競い争い、為すべき多くを与えられてゐるのである。ある個人又は集団をとらえた新しい規準のあるものは、世の支配的規準たらんとして他の諸規準と争うであろう。この場合、個人でなく、むしろ集団と集団、階級と階級が争うのである。⁽²¹⁾ 一方、個人は分立した諸規準のただ中にあつて、自身を調整しつつ、多くの他の競争者と共に社会的地位へのたゆまざる斗争を続

行動規準と逸脱行動

けなければならぬのである。かくて、時代の水準以上の、あることは以下の種々なる逸脱は、ほんのした現代社会の競争的秩序に対する個人の一つの適合様式として不可避的に現われるものと考えられるのである。以上に於て、吾々は、社会病理学に於て基礎的概念と云ふる逸脱行動を、社会構造を組みあげてゐる行動規準に関連せしめながら、その理論的整序を試みると共に、それによつて現代社会の構造と問題を簡単に考察してみた。

- (1) C. F. Bloch, Chap. 4. (4)
- (2) Samuel A. Stouffer, "An Analysis of Conflicting Social Norm", in American Sociological Review Vol. 14. 1949, December.
- (3) Bloch, op. cit., P. 577.
- (4) Davis, op. cit., PP. 275-76.
- これらは関連し、次の二つが理解されねばならぬ。societal norms は ends であるのみ行動に影響する力をもつてゐる。即ち、それによつて norms はその背後に或る有機体的エネルギーを傳ずるに附す。その ends は心の無意識の層に埋没も附れ、そのクラス・メンバード、より直接的に有機体的欲求に連結し、この ends の ハーバーベン・インシモンと全く同じだけの緊張や不安を生じ得る。(Davis, op. cit., PP. 272-73)
- (5) Bloch は、現代青少年の多くの問題的現象は本質的に上記した地位の規定に属する混乱に基くものであつて、注張してゐる。
- (c. f. op. cit., Chap. 7. 8.)
- (6) 例へば、Davis は、親子は出産サイクルが運命づける不可避的な年令差や個人の社会化又は社会的経験の蓄積的性格の故に、本来、相異つた特質を発展させるものであつて、不可避的に斗争の可能性をはらむものであるが、今日の如くそれが著しく頻発する理由は、急速な社会変動、複雑な社会構造、文化における不統合として変数が加わる故であつたからである。急速な社会変動は世代間に歴史的意味を含ませ、老若に異つた文化内容を与え、故に彼等は斗争的標準を所有するに至るだらう。しかも兒童の社会化に義務や権利として両親に認められる権威は、かかる新情況に動搖しながらも活動し続けなければならぬ、如何にしても兒童の社会化はなされるべくするのだからである。このことには子の有する規準と異つた規準が子に課せられるこことを意味する。その結果は生活の種々相における親子の斗争であつて、特に重要なことは、家族としてのインティメートな小集団における多くの感情的緊張状態を生むること、家族解体の一つの要因を形成するものであつて。(K. Davis, "The Sociology of Parent-Youth Conflict" in American Sociological Review Vol. 5, 1940. August. PP. 533-535) まことに、性は闘争の地盤の規定の混雜、夫婦の各々の文化的背景の相違は、夫婦間の斗争を導く潜勢力を準備してゐるにあつて。
- (7) Bloch, op. cit., Chap. 23.

- (8) Bloch, op.cit., P. 590.
- (9) Bloch, op.cit., P. 588.
- (10) Linton, op.cit., pp. 271-82.
- (11) Ibid., P. 283.
- (12) Linton, op.cit., P. 114.
- (13) Bennett & Tumin, op.cit., P.P. 377-78.
- (14) Merton, op.cit., P. 127.
- (15) Ibid., P. 128.
- (16) Ibid., P. 137.
- (17) Ibid., PP. 134-146.
- (18) Bloch, op.cit., P. 64.
- (19) Linton, op.cit., P.274 & P. 284.
- (20) Durkheim, op.cit., P. 169.
- (21) 脳海を般體的觀點から見れば、政治は、その運営が政治上問題となる事のない政治である。Bennett & Tumin は、政治は、組織や組織化の程度の絶度を以て政治化 (politicalization) の度合によって、全く政治の範囲を出る事がある（op. cit., P. 381.）。